

第五十八回
参議院内閣委員会會議録第九号

昭和四十三年四月四日(木曜日)
午前十時三十八分開会

出席者は左のとおり。

委員長 井川 伊平君
理事 石原幹市郎君
八田 一朗君
山崎 昇君

委員 菅野 儀作君
二木 謙吾君
山本茂一郎君
稲葉 誠一君
中村 英男君
前川 旦君

國務大臣 田中 龍夫君
政府委員 粟山 康平君
總理府特別地域
連絡局長 山野 幸吉君

事務局側
常任委員会専門
員 相原 桂次君

本日の會議に付した案件

○国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案
(内閣送付、予備審査)

○總理府設置法の一部を改正する法律案(内閣送
付、予備審査)

○委員長(井川伊平君) ただいまから内閣委員会
を開会いたします。

去る三月一日、予備審査のため付託されました

国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案、
同月十三日、予備審査のため付託されました總理
府設置法の一部を改正する法律案の両案を一括し
て議題とし、順次提案理由の説明を聴取いたしま
す。田中總理府事務局長。

○國務大臣(田中龍夫君) ただいま議題となりま
した国家公務員災害補償法の一部を改正する法律
案につきまして、その提案理由及び内容の概要を
御説明申し上げます。

本年一月三十日付をもって人事院から總理府に
対し、国家公務員災害補償法の一部改正について
要望がございました。すなわち、国家公務員災害
補償法における障害補償にかかる精神、神経系統
の障害の等級評価については、社会事情の変遷に
伴い制度上これを改善する必要があるものとこ
ろであり、類似する他の補償制度においてもこの
面の整備がはかられている等の事情もあわせ考
え、同法の一部改正を適當と考えるとする趣旨の
ものであります。この要望に基づき、労働基準法
及び労働者災害補償保険法による障害補償との均
衡をはかるべく、国家公務員にかかる障害補償の
額の算定の基礎となる障害等級表の規定の整備を
行なう必要があるものであります。これがこの法律
案を提出する理由であります。

次に、その内容につきまして、概略御説明申し
上げます。

この内容は、公務上の災害により、精神に障害
を残し、服することができず労働に相当程度の制
限を受けるもの及び神経系統の機能に障害を残
し、服することができず労働に相当程度の制限を
受けるものについては、その障害補償の程度を障
害等級表に規定する第九級に評価するものとし、
これを障害等級表第九級の項に明示しようとする
ものであります。

以上簡單でございますが、この法律案の提案の

理由及びその概要につきまして御説明申し上げた
次第でございます。

引き続きまして、いま一件、總理府設置法の一
部を改正する法律案につきまして、その提案の理
由と概要を御説明を申し上げます。

改正点の第一は、沖繩におけるアメリカ合衆国
の政府機関との協議に関する事務を、總理府の付
属機関である日本政府南方連絡事務所の所掌事務
に追加し、これに伴い、同事務所の名称を日本政
府沖繩事務所と改めるものであります。

これは、昨年十一月ワシントンで行なわれた日
米首脳会議におきまして、沖繩の本土復帰に備
え、本土と沖繩との社会経済体制の一体化の促進
及び住民福祉の増進のため、高等弁務官に対し、
勸告し助言することを任務とする諮問委員会を那
覇に設置することとなったのであります。これ
と同時に、那覇の日本政府南方連絡事務所の機能
を拡大し、高等弁務官及び米国民政府と共通の関
心事項について協議することができるよう同意さ
れたのであります。

このような措置をとることとなった趣旨は、沖
繩とその住民に関する諸問題の解決につき、日米
兩國政府の協力体制をより一そう緊密化し、沖繩
現地において解決することが適當な事項について、
より迅速かつ円滑に処理することができるよう
にすることにあります。このため、従来米国民
政府との連絡に関する事務が主たるものでありま
した南方連絡事務所の所掌事務に、米国民政府機
関との協議に関する事務を新たに加えることとし、
この事務が外交事務に属するので、その執行につ
いては外務大臣が指揮監督を行なうこととしたし
ました。同時に、同事務所の名称を新しい所掌事
務にふさわしい日本政府沖繩事務所と改称するこ
と等、所要の改正をいたしましたのであります。

第二は、總理府の付属機関として、さきに設置

期限の経過いたしました同和对策協議会を再び設
置し、その設置期限を昭和四十五年三月三十一
日までとするものであります。

同和对策協議会は、同和对策として推進すべき
施策で関係行政機関相互の緊密な連絡を要するも
のに関する基本的事項を調査審議することを目的
として、去る昭和四十一年四月一日に總理府の付
属機関として設けられたものであります。その
設置期限は、昭和四十三年三月三十一日までとさ
れていたところであります。

同協議会は、昭和四十年八月に行なわれた同和
対策審議会の客申の趣旨に沿って設けられ、同和
対策に関する長期計画の策定と、その円滑な実施
をはかるため、総会、部会等を合わせ、約五十回
にわたり開催するとともに、昨年、政府の行なつ
た全国の同和地区を対象とする実態調査に協力す
る等、終始熱心かつ慎重な審議を行なってきたも
のであります。

特に、昨年二月には、中間的な意見書といたし
まして「同和对策長期計画の策定方針に関する意
見」が提出され、長期計画についての基本的方針
を明らかにするとともに、現在は、同和对策の推
進に関する法律制定の問題等、関係行政機関相互
の連絡を要するものに関する基本的事項の調査審
議に当たつてまいりましたところであります。

同協議会は、昭和四十二年度中にこれらの調査
審議の結果をまとめるべく鋭意努力してまいった
のであります。これが結論を得るためには、な
おしばらくの期間を要すること等の実情にかんが
み、さらには、同協議会の要望をも考慮いたしま
して、調査審議の期間として、新たに、二力年の
期間を充てることが適當であると認めるものであ
ります。

このような事情により、再び同和对策協議会を
設置し、その設置期限を昭和四十五年三月三十一

日までとすることが必要であると考える次第であります。

以上が、この法律案を提案いたしました理由及び概要であります。

何とぞ以上二件につきまして慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長（井川伊平君） 以上で両案の説明は終わりました。

両案につきましては、本日はこの程度にいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時四十七分散会